

				①-②
業務委託費				
事務費				
合計				

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還)額 ①-②
受信設備整備・貸与事業費				
事務費				
合計				

(注4) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還)額 ①-②
助成費				
事務費				
合計				

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還)額 ①-②
助成費				
事務費				
合計				

(注6) 負の金額には△印を付すこと。

(国庫債務負担行為に係る補助金の精算払の場合)(注7、注8、注9、注10)

(千円)

経費区分	交付決定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合計				

(注7) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
業務委託費				
事務費				
合計				

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
受信設備整備・貸与事業費				
事務費				
合計				

(注8) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
助成費				
事務費				
合計				

(注9) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
助成費				
事務費				
合計				

(注10) 負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合) (注11、注12、注13)

(千円)

経費区分	交付決定額①	前回までの概算払受領額②	今回請求額③	残額①-②-③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				

合 計				
-----	--	--	--	--

(注1 1) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
業務委託費				
事 務 費				
合 計				

受信対策事業

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
受信設備整備・貸与事 業費				
事 務 費				
合 計				

(注1 2) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視聴対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算 払受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
助 成 費				
事 務 費				
合 計				

(注1 3) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残 額 ①-②-③
助 成 費				
事 務 費				
合 計				

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金額 (交付要綱第14条による額の確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 円 |

(注3) 別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認申請届出書

平成 年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

(1) 施設又は設備の名称

(2) 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称

(3) 施設の所在地

(4) 事業費

(ア) 国庫補助金

(イ) 一般社団法人等負担金

(ウ) 特定地上基幹放送事業者負担金又は基幹放送局提供事業者負担金

(エ) 都道府県負担金

- (オ) 市町村負担金
- (カ) 共聴組合負担金
- (キ) その他法人等負担金

4 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注3）
- (2) 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）
- (3) 処分の期間（注3）
- (4) 処分の条件（注3）
（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。）

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日（注3）

（注3）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

6 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

総務大臣 殿

都道府県知事の氏名 印

無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書

無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分の包括承認を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 包括承認を受けたい処分の内容

2 包括承認を受けたい理由

3 包括承認の開始日

（注）「本届出書を総務大臣が受理した日」、「平成〇年4月1日」など届出日以降の日を記載するものとする。

総務大臣 殿

都道府県知事の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等に係る包括承認届出書に関する報告書

無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書（平成 年 月 日付
け 第 号）に基づく平成 年度の処分について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第2
0条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業年度 (注1)	市町村名 (地区名) (注2)	施設の名称 (注3)	処分の相手方 (注4)	処分の内容 (注5)	処分の理由 (注6)	処分の条件 (注7)

(注1) 携帯電話等エリア整備事業（携帯電話等施設整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を整備する事業を除く。）に限る。）により、事業を実施した会計年度を記入する。

(注2) 処分を行った市町村名及び地区名を記入する。

(注3) 「〇〇基地局」など施設の名称を記入する。

(注4) 「携帯電話事業者名」など処分の相手方を記入する。

(注5) 取得財産の目的外利用、交換又は廃棄の別を記入する。

(注6) LTE（3.9G）サービス導入に伴う無線設備の追加、交換、廃棄の場合は「LTE化」、LTE-A（4G）サービス導入に伴う無線設備の撤去、設置の場合は「LTE-A化」など新たな無線通信の追加又は交換であることが分かるように記入する。

(注7) 「無償」など処分の条件を記入する。

平成20年5月30日

1 交付の申請について

交付要綱第6条第1項の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

2 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第19条の2第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱第3条第2号オ、第5条第1項の表公衆無線LAN環境整備支援事業の項及び第7条第5項第1号の「大臣が別に定める地域」は、第4項各号に掲げる地域とする。この場合において、平成13年度以降の合併により当該地域のいずれかを含む市町村（以下「該当市町村」という。）に該当しなくなった市町村については、該当市町村とみなす。
- (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (3) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (4) 携帯電話等エリア整備事業及びデジタルテレビ中継局整備事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。）又は市町村において事業を行うものに限る。
 - ① 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）
 - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
 - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
 - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
 - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
- (5) デジタルテレビ中継局整備事業の場合は、平成13年度以降の合併により前項各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、平成22年度までに限り、これを前項各号に掲げる地域を含む市町村とみなす。
- (6) 高性能等アンテナ対策事業のうち、地上デジタルテレビ放送を行う放送局の電界強度（地上10mの高さにおけるものとする。）が、51dB μ V/m未満である地域にあっては、交付要綱第3条(2)イ(キ)①の「地上デジタルテレビ放送」には、13セグメント方式のOFDMフレームを構成する1個のセグメントを用いた放送を含むものとする。
- (7) 受信機器購入等対策事業のうち、受信料全額免除世帯支援事業の場合、交付要綱第3条(2)イ(シ)①(b)に掲げる者にあっては、テレビジョン放送の音声部分のみを聴取できる受信設備のみを設置し、放送受信契約を締結していない受信者を含むものとする。
- (8) 民放ラジオ難聴解消支援事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 一の中継局の整備により都市型難聴対策事業と外国波混信対策事業を併せて行う場合及び都市型難聴対

策事業と地理的・地形的難聴対策事業を併せて行う場合の交付額は、交付要綱第5条の規定にかかわらず、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、都市型難聴対策事業の対象となるすべての地域が外国波混信対策事業又は地理的・地形的難聴対策事業の対象となる地域と同じ場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とする。

- ② 交付要綱第6条第3項の「大臣が別に定める資料」は以下のとおりとする。
- ア 交付申請の直近年度の財務諸表（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。
 - イ 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。なお、ラジオ放送事業のみを行う申請者については、直近年度の財務諸表の提出をもって本資料の提出に代えることができる。
 - ウ 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請がこれらの取組の障害にならないことを示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。
 - エ 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が、中波放送を行う基幹放送局の放送区域において難聴対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）である場合は当該中波放送を行う基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を、補完中継局以外の中継局である場合は当該中継局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示す資料。
 - オ 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料。
 - カ 補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料（無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す資料その他共同設置が困難であることを示す資料）。
- (9) 公衆無線LAN環境整備支援事業は、原則として、五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下のうち占有周波数帯域幅が三八MHzを超え七八MHz以下又は七八MHzを超え一五八MHz以下の電波を使用する機器を用いて事業を行うものに限る。
- (10) 交付要綱第3条第2号オ（ア）の「指定緊急避難場所及び指定避難所等」とは、次のものを指す。
- ① 災害対策基本法において規定する指定緊急避難場所及び指定避難所
 - ② 地方公共団体が条例で定める指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設
 - ③ 災害対策基本法に基づき地方公共団体が定めた防災計画において位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設
- (11) 携帯電話等エリア整備事業においては、前年度の普通交付税大綱において、「不交付団体」として決定された都道府県を「不交付団体」とする。

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
- ① 以下の要件を満たす財産処分である場合
 - ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
 - イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。
 - ② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
 - ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行

- ウ ための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
- ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
- エ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している特定地上基幹放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合
- オ 対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合
- カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合
- キ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設・設備を追加する場合
- ク 対策事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備に、デジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備を追加又は交換する場合
- ケ 暫定的難視聴対策事業により取得した衛星放送の受信に必要な設備を同事業を実施する別の補助事業者に無償で譲渡する場合

- ③ 対策事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成20年12月24日総務省告示第714号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合

(3) 交付要綱第20条第2項で定める「大臣が別に定める基準」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められるものであること。
- ② 補足事項4(2)②イに該当する財産処分であること。

(4) 交付要綱第20条第3項で定める「大臣が別に定める方法」は、取得財産等の処分を行った会計年度ごとにまとめた報告書を翌会計年度の4月10日までに大臣に提出する方法とする。

(5) 交付要綱第20条の2の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

5 その他

- (1) 交付要綱付則第6項で定める「大臣が別に定める地域」は、東日本大震災に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域のうち、東京都とする。
- (2) 交付要綱に定める様式第1号から様式第21号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。
- (3) 平成11年8月6日以前に行われた電気通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業で、地下鉄、地下街、地下駐車場又はトンネルにおいて、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な移動通信用施設及び設備を設置する事業であって、公益法人が行ったものに限る。）、平成22年3月31日以前に行われた電波遮へい対策事業（地下街等において、地上系による超短波放送又は地上デジタルテレビ放送をする無線局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な放送用再放送施設及び設備を設置する事業に限る。）により整備された施設及び平成29年3月31日以前に行われた無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業に限る。）により整備された施設の財産処分の承認についても、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の規定を準用する。
- (4) 携帯電話等エリア整備事業により他の電気通信事業者の電気通信役務又は他人の所有する光ファイバ等を賃借する場合において、賃借期間中に同等以上のサービスを利用できることが判明し、そのサービスを利用した方が適切と判断される場合には、契約又は賃借費の変更を行うことができる。その結果差額が生じた場合には、当該差額の一部を国に納付しなければならない。

別 紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 1 から 20 までに掲げるものに類する施設・設備